



国際的なリスク・エクスポージャーと財務報告の課題

與三野，禎倫

(Citation)

国民経済雑誌, 206(2):101-115

(Issue Date)

2012-08

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008427>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008427>



国際的なリスク・エクスポージャーと 財務報告の課題

與 三 野 禎 倫

国民経済雑誌 第 206 卷 第 2 号 抜刷

平成 24 年 8 月

国際的なリスク・エクスポージャーと 財務報告の課題

與 三 野 禎 倫

リーマンショックを契機とした金融危機の影響は、わが国でも金融市場にとどまらずに財やサービスといった実物経済にも相当に深刻なものとなっている。本稿は、このような金融危機による国際的なリスク・エクスポージャーの拡大を、つぎの2つの視点から分析する。現代社会は複雑に相互依存しているシステムによって構成されているが、その相互依存はしばしばシステム間の相互対立や摩擦も生みだす。第1は、このような相互対立や摩擦が財務報告にどのような変化を迫っているかという視点である。第2は、リーマンショックを端緒とした金融危機に対応してどのように財務報告システムの再設計が施されているかをIASBやバーゼル規制を通じて検討する。そして、IASBやバーゼル規制の対応は、経済システム内のサブプライムローン証券市場やCDS証券市場といった複数のサブシステム間のリスクを新しい規制によって会計システム内に取り入れているにすぎないことを指摘する。

キーワード 国際的なリスク・エクスポージャー、金融危機、公正価値、
レベル3のインプット、ルーマン

1 は じ め に

1.1 目的

本稿の目的は、とくに2008年のリーマンショックを契機とした金融危機による国際的なリスク・エクスポージャーの拡大は、財務報告にどのような課題を投げかけているか、そして財務報告においてはどのような対応がなされようとしているのかを明らかにすることである。リーマンショックを契機とした金融危機の影響は、わが国でも金融市場にとどまらずに財やサービスといった実物経済にも相当に深刻なものとなっている。株式市場において、リーマンショック直前の日経平均12,214円（2008年9月12日）は、翌年3月10日の7,054円まで42%も下落している（図1）。当初はリーマンショックがサブプライムローン問題を端緒としていたために、サブプライムローン問題自体は当初は実物経済への影響は少ないのではないかと考えられていた。¹⁾しかしながら、2007年夏頃からの米国住宅価格の下落によるサブプライムローン証券の投げ売りは、高い信用力をもっていたリーマン・ブラザーズの倒産やAIG、

図1 1978年～2011年の日経平均株価の推移

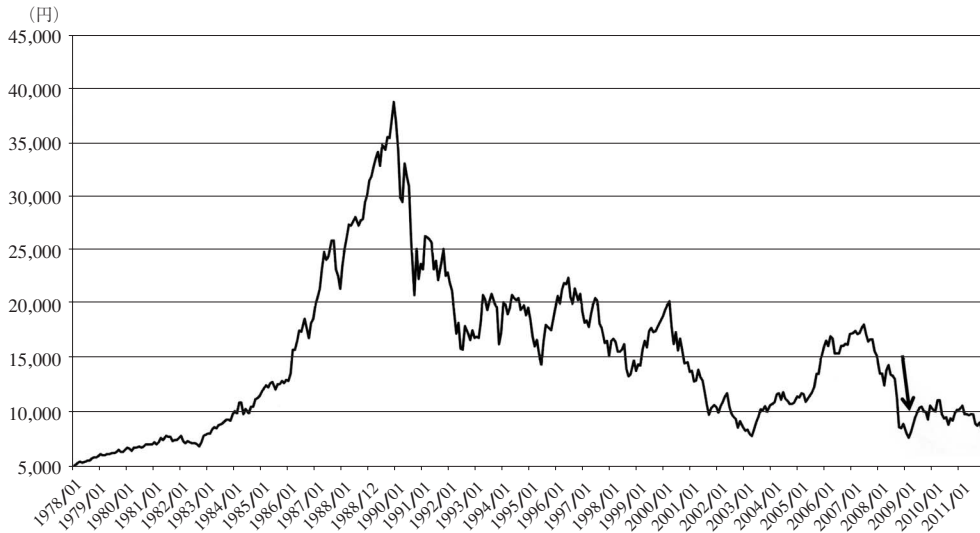
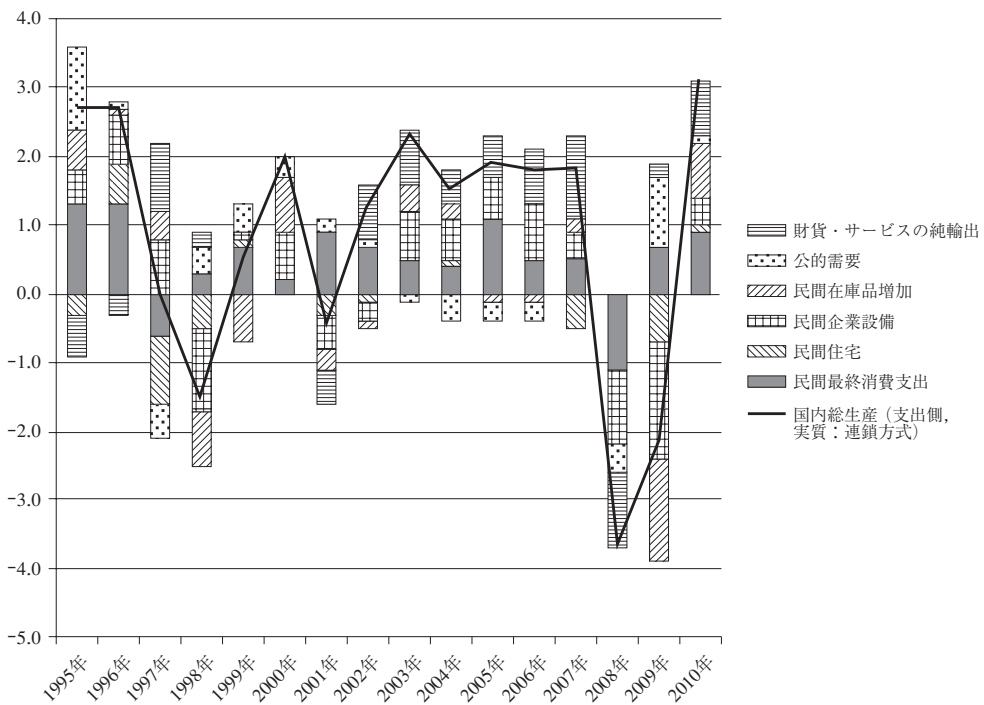


図2 日本のGDP成長率と各構成要素の寄与度



ファニーメイ、そしてフレディマックが国有化されるまでの事態となった。金融機関の信用の低下はCDS 価格の下落に繋がる。サブプライムローン証券やCDS の価格の大幅な下落は世界中の金融機関の信用収縮を生み出し、結果として実体経済にも深刻な影響を与えた。わが国の経済も、2005年以降に好調な輸出と活発な民間の設備投資に支えられ、2007年には民間の消費もようやく上向いていたが、リーマンショック後のアメリカ経済の低迷によって輸出が-1.1%、民間の最終消費と設備投資がそれぞれ-1.1%と劇的に減少して2008年 GDP は-3.7%と大幅に減少するとともに、その後も引き続く民間住宅の減少-0.7%、企業の設備投資の減少-1.7%によって2009年 GDP は-2.1%と停滞した（図2）。

そこで本稿は、このような金融危機による国際的なリスク・エクスポージャーの拡大を、つぎの2つの視点から分析する。現代社会は複雑に相互依存しているシステムによって構成されているが、その相互依存はしばしばシステム間の相互対立や摩擦も生みだす。第1は、このような相互対立や摩擦が財務報告にどのような変化を迫っているか、という視点である。第2は、リーマンショックを端緒とした金融危機に対応してどのように財務報告システムの再設計が施されているかを検討する。金融危機に対するこれまでの取り組みを概観すると、IASBはレベル3の金融商品²⁾に関して、公正価値の測定に使用される観察不能なインプット相互間の依存性を反映するために、測定の不確実性についての分析を開示することをIFRS第13号「公正価値測定」（以下、IFRS 13と略称。）において規定した（2011年5月12日）。財務諸表の利用者は、この情報によって観察不可能なさまざまなインプットの使用が公正価値の測定に与える影響を評価することができるとされる（IFRS 13, BC206）。またバーゼル規制は、金融システム間の相互依存と集中を考慮して、証券化や再証券化、そして複雑な金融商品から生じるリスクをより適切に反映するとともに、新たに「資本保全バッファー（capital conservation buffer）」や「カウンターシクリカルなバッファー（countercyclical buffer）」を導入して金融機関が積み立てるバッファーを強化している。本稿は、このような現実の取り組みが、社会をシステムと捉えたときに、どのように理解できるかを検討する。

1.2 構成

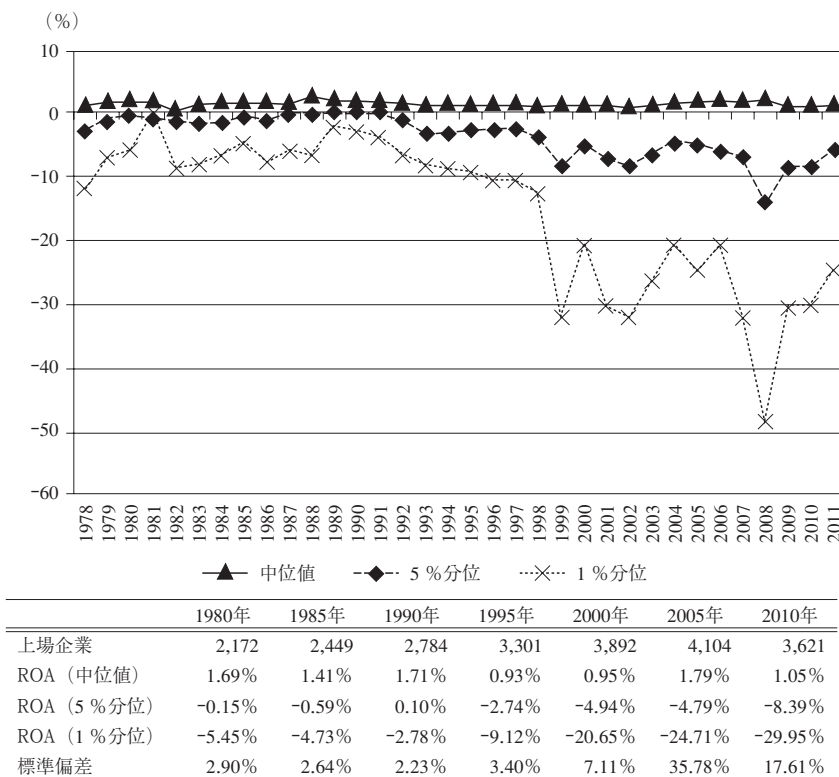
本稿の構成はつぎの通りである。第2節では、企業を取り巻く社会・経済的環境におけるリスクの変容をとくに金融市場の側面から概観したうえで、このようなリスク環境の変容を財務会計システムがどのように取り入れていけばよいかについての視点をルーマンの社会システム論の視点から提示する。第3節では、IFRS 13やバーゼル規制がシステム間の相互依存によるリスクをどのように公正価値の測定に反映しようとしているかを報告する。第4節では、本稿で発見された主な結論と今後の課題を展望する。

2 リスク環境の変容と財務会計システムへの新たな挑戦

2.1 企業を取り巻く社会・経済的環境におけるリスクの変容

1978年から2011年までのわが国の全上場企業の収益の分布を観察すると、企業の収益環境が大きく変化していることがわかる。1980年における ROA は、中位値で1.69%、5%分位（収益率の低い企業から並べて5%の企業の収益率）で-0.15%、1%分位で-5.45%であったのが、2000年では中位値0.95%、5%分位-4.94%、1%分位-20.65%、2010年では中位値1.05%、5%分位-8.39%、1%分位-29.95%と、中位値はあまり変化なく分布のすそ野が大きく拡大していることが確認できる（図3）。リーマンショック直後の2008年では、ROAの平均は2.21%、5%分位は-13.86%、1%分位は-48.19%とすそ野は最も大きく広がっている。中位値はあまり変化がないにもかかわらず、分布のすそ野が広がっているということは、ボラティリティが高まっていることを表している。このような不確実性の増幅は、企業を取り巻くリスク環境が大きく変容していることを表している（與三野、2012、46-47）

図3 1978年～2011年の全上場銘柄の ROA（中位値、5%分位、1%分位、および標準偏差）の推移



頁)。Beck (1992) が指摘するように、産業社会においては、リスクは管理することが出来るものとして発達してきた。そこでは、経験的にリスク発生の確率計算をすることによって、その発生による損失は科学技術によって制御することが出来ると考えられてきた（たとえば、山口，2002，150-152頁）。しかしながら、20世紀末頃までは管理することが出来ると考えられてきたリスクは、高度に機能的に分化した複数のシステムから成る社会構造においては、その相互依存性が複雑で管理できないものへと変容してきている。このとき現在の科学技術では、このような新しいリスクを予防的に対応するしかない（三上，2010，56-58頁）。これらのことが金融システムにおいて起こったのがリーマンショックを契機とする金融危機である。2008年9月には、サブプライムローン証券の問題の顕在化をきっかけとして投資銀行のリーマン・ブラザーズが破綻した。この後の金融市場における世界金融危機の発生は、サブプライムローン債権における返済遅延率等のリスクの見積もり誤りに起因すると問題を限定してしまうのは早計である。これは、高度に相互依存したシステム間の相互対立や摩擦と、各システムが自己循環的に作動するためのシステム処理による新たなリスクの発生として捉える必要がある。

2.2 ルーマンの社会システム論と会計システム

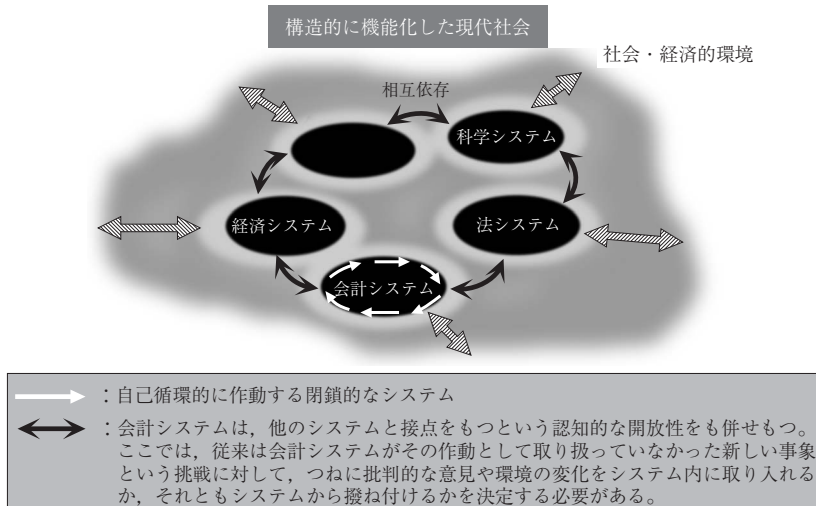
ルーマンは、現代社会を構造的に複数のシステム（法システム、経済システム、科学システム、会計システム……）に機能的に分化した社会であるとする（河上編，1991，106-108頁）。ここでは、各システムは相互に関連し、補完しながら、現実社会の複雑性を縮減するために発達してきたとされる（上掲書，101，162頁）。

このとき会計のシステムというものを閉鎖したシステム、閉じたシステムとしてとらえると、会計システムは会計にのみ依存し、会計を再生産していく自己循環的な構造がある。ここで重要なのは、高度に機能分化した現代社会においては、会計という自己生産システムは、他のシステム、すなわち、経済、科学、物流等の機能分野がきちんと機能しているということが前提となっているということである。これは会計システムがたんに他のシステムから独立的に機能していると言っている訳ではなく、ある社会的な進化の水準に達した次元で社会は機能しているので、こうした機能水準の次元に依拠してはじめて会計システムは成立していることを意味する（上掲書，132-133頁）（図4）。

システムが、現代社会の一機能として存続していくためには、つぎの二つの条件、あるいは要請を絶えず満たす必要があるとされる（上掲書，143頁）。

- (1) 第一は、外的妥当性の条件である。すなわち、システムは、非常に多くの操作が可能である必要がある。すなわち、選択の幅が非常にひろい必要がある。そうでない限り、システムは社会・経済的な環境に適切に対応することができなくなる。

図4 現代社会の構造的機能化



(2) 第二は、内的な整合性の条件である。すなわち、操作には大きな選択の幅があっても、予想もされないようなあまりに恣意的な操作であってはならないということである。おおむねつきにくる操作がどういうものであるか、外部から接続がある場合には、その接続操作はどういうものを予想できなければならない。

ルーマンは、この外的妥当性と内的整合性との均衡を保つことが、システムの合理性ととらえている。会計がシステムとして自律的に機能するためには、財務担当役員や会計監査人といった会計システムのクライアントが、会計システムの作動を会計基準の理念に忠実に実施するように、適用されるべき基準を可能な限り一義的に明確にしておく必要がある。これはまさに会計学がその主要な任務として日常的に実施していることであり、これによって会計は現実的にも閉じた体系として、命題の論理的操作による一義的な判断の導出（基準の適用）が可能となる。このような自律的な作動によって会計システムは自己再生産される（上掲書、56-57頁）。すなわち内的整合性だけを考慮するのであれば、インプットに対して、可能な限り一義的に判断が導出されるように、すなわちシステムが安定的に作動するように、会計基準は可能な限り一義的に規定されていればよい。しかしながら、会計が社会的な機能の一部として存続するためには、外的妥当性を必要とする。外的妥当性がなくなると、トイブナー（1984）がいう「規制のトリレンマ」が発生することとなる（堀口、2003、25頁）。これを会計によって考えると、社会と会計が相互に無視したり、会計が社会を統合できなかったり、逆に社会が会計を統合できない状況をいう⁴⁾。会計の創造は、命題の論理的な操作によって判断を導いてくる狭義の会計の適用とは異なって、実質的な価値判断をその内に含まざる

をえない。それを会計技術の専門家である会計士や基準設定に関わるひとびとが独占し、素人が批判的な意見を述べようとするのを閉め出すことは本来的に不可能である（河上編，1991，58頁）。それどころか，外的妥当性を維持するためには，すなわち社会・環境の変化に適切に対応するためには，従来は会計システムがその作動として取り扱っていなかった新しい事象という挑戦に対して，つねに批判的な意見や環境の変化をシステム内に取り入れるか，それともシステムから撥ね付けるかを決定する必要がある。取り入れるときには，会計システムの設計者がシステムに接近して，システムにあらたな操作を加える必要がある。

纏めると，会計システムには二つの側面があるといえる。

- (1) 第一は，会計における固有の機能を満たさなければならないという自己循環的に作動するという閉鎖的な側面である。
- (2) 第二は，システムを維持するために，システムの境界面において社会・経済的環境や他のシステムと絶えずシステム設計者が接点をもっているという側面である。システム設計者は，いままでの事例に当該事例が則しているかを絶えず検証し続ける必要がある。

2.3 会計の行動期待による「プログラミング」

会計システムは，インプットを，その作動によって，是か非か（1か0か），有限の連続または不連続な値へと変換する。現代会計の特徴は，過去の取引ベースの記録とは異なって，期末において資産を減損したり将来の不確実な支出に備えて引当金を設定する，また税効果会計に伴う将来の税負担の減少を繰延税金資産として資産計上を認めるか否かというかたちで将来事象の予測が含まれている点である。これは，現代の会計システムが，インプットを有限の連続または不連続な値へと変換するときに，また是か非か判断するときに，将来事象に依存した予想を取り入れていることを意味している。インプットを有限の連続または不連続な値へと変換するときに，また是か非か判断するときに，将来事象に依存した予想を取り入れることを，ルーマンは行動期待による「プログラミング」と呼んでいる（ルーマン，1983，44頁）。是か非か判断するときの状況は法システムと同様であり，法システムはときに将来の経済的な利益と損失の比較考量によって適法か違法かを決定する。このようにシステムが将来事象に依存した予想によって作動するということは，アウトプットが算出されるとすぐにそのアウトプットが予想とは異なるかもしれないというリスクを再生産することになる。短期的にシステムは自己自身を再生産しているので，もし会計のクライアントの予想が外れた場合でも，会計システムはそこから学習する必要はない（上掲書，27頁）。しかしながら会計のクライアントの予想が外れた場合のコンフリクトの可能性や，予想が大きく外れる可能性を考慮すると，予想が外れた場合に行動期待による「プログラミング」を堅持するためには付加的に自己防衛をする必要がある。この自己防衛は，会計システムの境界面に

において社会・経済的環境や他のシステムと絶えずシステム設計者が接点をもって対応することによって実現される。

3 金融危機に対応した財務報告システムの再設計

3.1 IASB による金融危機への対応

金融危機によって、サブプライムローン証券や CDS 証券市場の価格の暴落によって市場取引の規模が大きく低下したときには、レベル 1 やレベル 2 の金融資産や負債が参照できる価格がなくなったり、参照価格がもはや秩序ある価格ではない場合がある。このような事態において、IASB はレベル 3 に分類を振り替えることによって対応した (IASB, 2008a)。しかしながら、会計システムは金融システムの安定的な機能に依拠して成立しているために、また金融システムも会計が企業の財政状態を適切に描写していることに依拠して成立している。上記の金融資産や負債の分類の振替は、両システム間の摩擦を修復するために実施されていると理解できるが、この振替はそれぞれのシステムの不安定性を修復するものとなっていない。

そこで IASB は、金融安定化フォーラム (Financial Stability Forum : 以下、FSF と略称⁵⁾) からの公正価値の測定および開示に関する会計基準の充実と、オフバランスの事業体に関する会計および開示に関する会計基準の改善に関する要請を受けるかたちで、市場が活発でないときの金融商品の公正価値の測定に関する判断基準を提示するとともに (教育ガイダンス「市場がもはや活発でない場合の金融商品の公正価値測定についての判断の利用」(IASB, 2008c))、公正価値の測定にあたって使用された手法とその手法における不確実の開示を充実し (公開草案 IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の改訂 (IASB, 2008b))、公開草案 IAS 第

図 5 公正価値のヒエラルキー

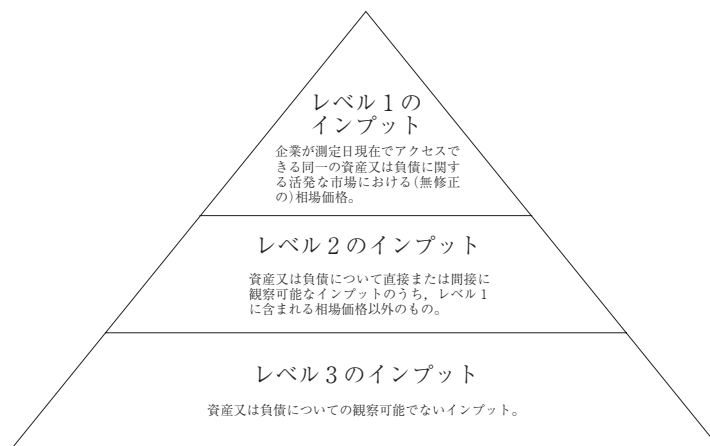
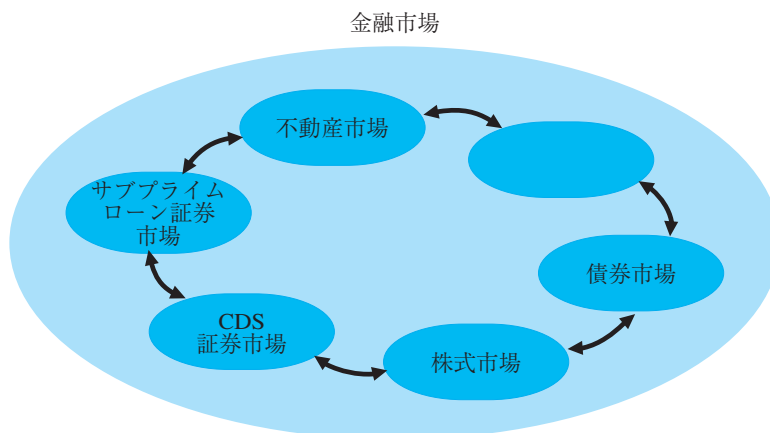


図6 複雑に入り組んだ金融市場



27号「連結及び個別財務諸表」の改訂（IASB, 2008d）や公開草案 SIC 第12号「連結：特別目的事業体」の改訂（IASB, 2008e）を公表してオフバランスの事業体に関する会計および開示に関する会計規準の改善にも取り組んでいった。

さらに IASB は、経済システム内の複数のサブシステム間の複雑な相互依存をできるだけ公正価値測定に反映するように、現在は公正価値の測定に関する不確実性の分析という限定的なかたちであるが、その規制を強化している。すなわち金融市場は複雑に入り組んでおり、住宅ローン債権の信用の低下は、サブプライムローン証券を大量に保有する企業の信用力を低下させて CDS の価格の下落を招くとともに、その企業の株価や債券価格にも影響を与える（図6）。このように住宅ローン債権の信用力はサブプライムローン証券価格のインプットとなっており、CDS の信用力は CDS 証券のインプットになっているが、これらは相互に関連性があるとともに、市場では観察されないという特徴がある。そこで IASB は、2009年5月に公表された公開草案「公正価値測定」（IASB, 2009）では、公正価値の測定に関する不確実性の分析において、このような観察不能なインプット間の相関の影響を考慮することは提案されていなかったが（IASB, 2010, par. BC18）、つづく公開草案「公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示—公開案の限定的な再公開」（Exposure Draft: Measurement Uncertainty Analysis Disclosure for Fair Value Measurements -Limited re-exposure of proposed disclosure; IASB, 2010）においては、観察不能なインプット間の相関に関連性がある場合には、これを考慮に入れた方が公正価値の測定に関する不確実性の分析がより意味のあるものになると結論づけられた（IASB, 2010, par. BC19）。これは IFRS 13 において、つぎのように規定されている。

IFRS 13, par. 93 (h) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、

(i) こうした測定のすべてについて、観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明（それらのインプットを異なる金額に変更すると、公正価値測定が著しく高くなったり低くなったりする可能性がある場合）。それらのインプットと公正価値測定に使用される他の観察可能でないインプットとの間に相互関係がある場合には、企業は、それらの相互関係と、それが観察可能でないインプットの変動が公正価値測定に与える影響をどのように増幅又は軽減させる可能性があるのかの説明も提供しなければならない。この開示要求に従うためには、観察可能でないインプットの変動に対する感応度の記述的説明に、少なくとも、(IFRS 13, par. 93-筆者注) (d)に従う際に開示した観察可能でないインプットを含めなければならない。

(ii) 金融資産および金融負債について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するために変更すると公正価値が著しく変動する場合には、企業は、その旨を記述し、それらの変更の影響を開示しなければならない。企業は、合理的に考え得る代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示しなければならない。この目的上、著しいかどうかは純損益及び資産合計又は負債合計（公正価値の変動がその他の包括利益に認識される場合には、資本合計）について判断しなければならない。

IFRS 13, par. 93 (d) 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明。評価技法に変更があった場合（例えば、マーケット・アプローチからインカム・アプローチへの変更や、追加的な評価技法の使用）には、企業は、その変更の旨及び変更の理由を開示しなければならない。公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については、企業は、公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報を提供しなければならない。企業が公正価値を測定する際に定量的な観察可能でないインプットを作成していない場合には、この開示要求に従うための定量的情報を作成する必要はない（例えば、企業が過去の取引又は第三者の価格付け情報を修正なしに利用する場合）。しかし、この開示を提供する際に、企業は、定量的な観察可能でないインプットのうち、公正価値測定に重要で、企業が合理的に利用可能なものを無視することはできない。

このように IASB は経済システム内のサブプライムローン証券市場や CDS 証券市場といった複数のシステム間のリスクを公正価値の測定に関する不確実性を分析するというかたちで対応している。しかしながら、この対応は経済システム内の複数市場の相互依存性の複雑性を会計システムが新しい規制によって取り入れているにすぎない。会計システムと経済または金融システムの相互依存や摩擦によって引き起こされたリスクを正面から取り入れて会計システムを再構築しているわけではない。

3.2 バーゼル規制による金融危機への対応

金融危機によってリーマン・ブラザーズが倒産しただけでなく、米国においては AIG や ファニーメイが国有化されるとともに、2008年10月に JP モルガン・チェースやシティグループ、バンク・オブ・アメリカ等の大手 9 金融機関への総額 2,500 億ドルの資本注入が決定した（ロイター、2008）。これは、従来のバーゼルⅡによる資本規制がリーマンショック規模の金融危機に対して十分でなく、今後に今回のような税金による救済策を避けるためには、金融機関に対して新たな資本規制が必要なことを明らかにした。そこで主要国の銀行監督当局で構成されるバーゼル銀行監督委員会は、国際的に活動する銀行に対して新しい自己資本比率規制を含むバーゼルⅢを公表した。バーゼルⅢでは、返済不要の普通株などによる資金を十分にもっていれば、金融危機による損失を穴埋めできて危機を回避できる資本の積み立てを要請している。バーゼルⅢは、2012年末から段階的に導入されて2019年から全面適用される（表 1）。

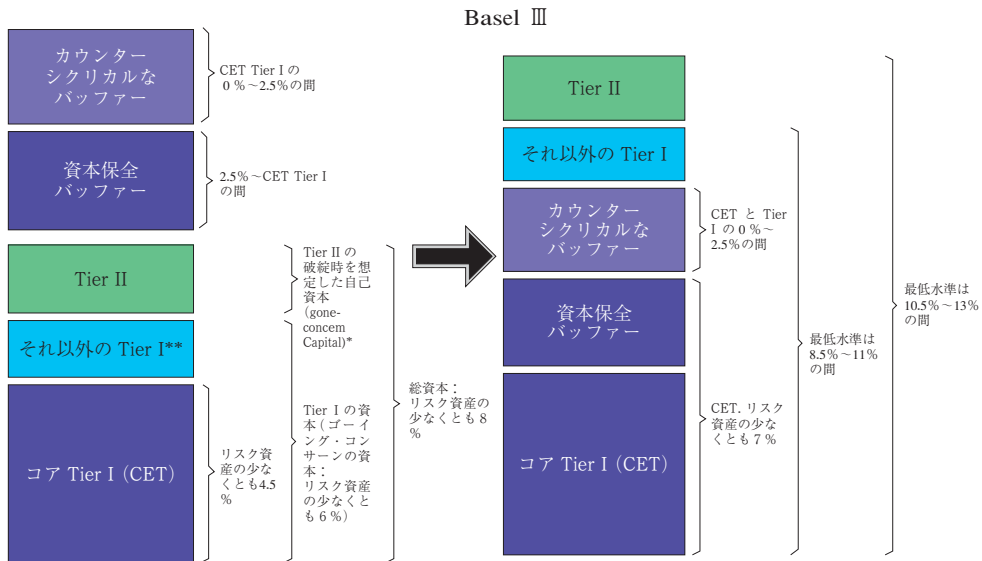
バーゼルⅢは、業績悪化時に配当を機動的に減らせる普通株と、過去の利益の蓄積である内部留保を主体とする「コア Tier I (Core Tier I)」を、投資や融資などの損失を被る恐れが

表 1 バーゼルⅢの段階的な導入スケジュール

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019年 1月1日
最低水準のコア Tier I (普通株+内部留保) の比率			3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
資本保全バッファー						0.625%	1.25%	1.875%	2.50%
最低水準のコア Tier I と 資本保全バッファー			3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
最適水準の Tier I (コア Tier I に優先株などを 加えたもの)			4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
最低水準の自己資本			8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
最低水準の自己資本と資 本保全バッファー			8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.50%

出所：Bank for International Settlements, 2011, Annex 4.

図7 パーゼルⅢの自己資本比率規制



* 一部の優先出資証券、劣後債、そして劣後ローン（銀行の破綻時に、預金者や一般債権者に劣後して損失を吸収することが明確なものに限定。ステップアップ金利の付いた商品は算入不可。）や、一般貸倒引当金。

** 優先株、および高い損失吸収力をもつそれ以外の商品。

出所：Vedi (2011)

ある「リスク資産」に対して7%以上もつように義務付けている。ここではコア Tier I の最低所要水準が2.0%から4.5%に引き上げられるとともに、将来のストレス期に耐え得るように2.5%の資本保全バッファとを保有することが求められるため、合わせて普通株等の Tier I の所要水準は7.0%となる（図7）。さらに資本保全バッファに加えて、マクロプルーデンス政策の観点から「カウンターシクリカルなバッファ（countercyclical buffer）」が求められる（日本経済研究センター，2010，4頁）。従来の規制では好況時に自己資本比率基準を容易にクリアできるため、金融機関がより大きなリスクをとる行動に傾き、景気・金融の景気を過熱させる作用があった。その半面、不況期には自己資本比率基準を満たすためにリスクを回避した行動に傾き、それがさらに経済を悪化させるという悪循環につながっていた。こうしたプロシクリカリティー（procyclicality：景気増幅効果）を抑えるために、好況時にはより高い資本を積みよう規制するのがこのバッファの狙いである。総与信がGDP対比で長期トレンドから乖離するなど、銀行セクター全体の与信が過度に拡張していると当該国が判断した際には、上記の「資本保全バッファ」に最大で2.5%が上乘せされる（上掲書，4頁）。

このパーゼルⅢの特徴は、金融市場の複雑な相互依存関係によってリスク資産の公正価値

の測定に関する不確実性に対して、新たなバッファーという概念を導入して、金融危機に備えた資本規制を実施している点である。金融システムは複雑に入り組んでおり、現状では管理できないレベルに到達している。このときバーゼル規制は、リスク資産の公正価値の測定に関する不確実性を資本保全バッファーという予防的な資本の積み立てによって対応を試みている。

4 結論と展望

現代社会は、高度に機能的に分化した複数のシステムから成る社会構造である。ここでは、会計システムと金融システムは相互に関連し、補完している。会計システムは金融システムの安定的な機能に依拠して成立しているとともに、金融システムも会計が企業の財政状態を適切に描写していることに依拠して成立している。このとき本稿では、とくにリーマンショックに代表される金融システムの危機に対して、会計システムがどのように再設計されてきたかを報告した。IASBは、公正価値の測定にあたって、金融市場の相互依存に伴う不確実性がある場合には、たとえそのインプットが観察されない場合でもインプット間の相関を分析して開示することを要求している。またバーゼル銀行監督委員会は、国際的に活動する銀行に対して、リスク資産の公正価値測定に関する不確実性を資本保全バッファーの積み立てを要求するというかたちで対応している。Beck（1992）の視点からは、これらの対応は、新しいリスクへの予防的な対応であり、会計システムは新しいリスクを適切に修復しているように見える。しかしながら、IASBやバーゼル規制の対応は、経済システム内のサブプライムローン証券市場やCDS証券市場といった複数のサブシステム間のリスクを新しい規制によって会計システム内に取り入れているにすぎない。ここでは、会計システムと経済または金融システムの相互依存や摩擦といったリスクを取り入れているわけではない。このシステム間の相互依存や摩擦に対応できるように正面から会計システムを再構築することが今後の課題である。

注

本稿の作成には、日本学術振興会・特別研究員の島田佳憲氏、神戸大学大学院博士課程後期課程の嶋津邦洋氏、同前期課程のTee Jeok Inn氏との議論が大きく貢献している。ここに記して感謝申し上げる。もちろん、あり得べき誤謬はすべて筆者の責に帰するものである。

本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（A）「国際的なリスク・エクスポージャーと最適開示の制度設計に関する総合的研究」（平成23～25年度）（課題番号23243060研究代表者：與三野禎倫）の研究成果の一部である。ここに付記して、感謝申し上げます。

- 1) サブプライムローン証券は、主に米国の住宅市場における信用度の低い人向けのローン債権を証券化したものである。わが国の金融機関が保有するサブプライムローン証券はそれほど多くな

かったために、当初はわが国経済への影響はそれほど大きくないと考えられていた。

- 2) レベル3の金融商品とは、金融資産・負債の公正価値の測定に関わるインプットが市場で観察できずに、報告主体が独自の仮定に基づいて価格を予想しなければならないものである（IFRS 13, par. 72）。
- 3) 企業内において日常的な経済取引の記帳をしている人々、決算業務に携わる経理担当の従業員、これを取り纏める財務担当役員、そしてこれを監査する会計監査人等、会計システムを利用するが会計システムの設計に携わらない人々は会計システムのクライアントである。一方で、企業会計審議会（金融庁）やASBJ等の会計基準の設定団体における基準設定委員のメンバーや、その意思決定に影響を与える会計専門家等は会計システムの設計者である。
- 4) 会計は、外的妥当性を維持するために、批判的な意見や環境の変化をシステム内に取り入れようとする。このとき会計システムは自己の固有の論理に基づいて批判的な意見や環境の変化を学習しようとするが、そうした学習に限界があって学習するのを取りやめて無視するようになることをトイブナーは「相互無視」と呼んでいる。一方、このような「相互無視」という必然的な帰結に対して、それでもなお批判的な意見が強引に会計システムに介入しようとする、そこでは「会計が社会を統合できない」という現象を招く。また会計システムは、社会・経済的な環境の変化や他のシステムの変化に対して、会計基準の改廃を実施するというかたちでその構造を変化させているが、構造変化の限界を超えた改廃の実施は会計システムを瓦解させてしまい、「社会は会計を統合できない」事態となってしまう。詳しくは、堀口（2003, 25-26頁）を参照されたい。
- 5) 金融安定化フォーラムとは、アジア通貨危機やロシア金融危機の経験等を踏まえて1999年2月のG7 会合（ボン）において設立が決定された国際的なフォーラムであり、各国の財務省、中央銀行、金融監督当局および国際機関、基準設定機関の情報交換の促進と、金融市場の監督・サーベイランスに関する国際協力の強化による国際金融の安定を目的としている。

参 考 文 献

- Bank for International Settlements (2011) “Basel III: A Global Regulatory Framework for More Resilient Banks and Banking System,” available from <<http://www.bis.org/publ/bcbs189.htm>>.
- Beck, U. (1992) *Risk Society: Towards a New Modernity*, trans. Ritter, M., Sage Publications Ltd. (Risikogesellschaft: auf dem Weg in eine andere Moderne).
- Financial Stability Forum (FSF) (2008) “Report of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience,” available from <http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_0804.pdf>.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2008a) *Reclassification of Financial Assets, Amendments to IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement and IFRS 7 Financial Instruments: Disclosures*.
- (2008b) *Improving Disclosures about Financial Instruments, Proposed Amendments to IFRS 7*.
- (2008c) *Using Judgment to Measure the Fair Value of Financial Instruments When Markets Are No Longer Active*.
- (2008d) *Amendments to IAS 27 Consolidated and Separate Financial Statements*.

- (2008e) *Amendments to SIC 12 Consolidation - Special Purpose Entities*.
- (2009) *Fair Value Measurement*.
- (2010) *Measurement Uncertainty Analysis Disclosure for Fair Value Measurements - Limited Re-exposure of Proposed Disclosure*.
- (2011) IFRS 13: *Fair Value Measurement*.
- Vedi, V. (2011) "On the Road to Basel III," Risk Management Association, available from <<http://www.rmahq.org/file%20library/eu/basel3deloitte.pdf>>.
- 秋葉賢一 (2012) 「金融危機と規制当局，基準設定主体の対応」大日方隆編著『金融危機と会計規制』，中央経済社，123-166頁。
- 河上倫逸編 (1991) 『社会システム理論と法の歴史と現在——ルーマン・シンポジウム——』，未来社。
- 金融庁 (2010) 「バーゼル委市中協議文書 自己資本の質，一貫性及び透明性の向上に関する規制の概要」，available from <<http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20091217/03.pdf>>.
- トイブナー・グンター (1984) 「法化——概念，特徴，限界，回避策」『九大法学』梶沢秀木訳 (1990)，第59号，235-292頁。(Teubner, G. (1984) *Verrechtlichung -Begriffe, Merkmale, Grenzen, Auswege*, European University Institute)
- 日本経済研究センター (2010) 「「バーゼルⅢ」導入，国内銀行に課題多し」金融研究レポート，available from <http://www.jcer.or.jp/report/research_paper/detail4078.html>.
- 堀口真司 (2003) 「オートポイエシス・システム論に基づく会計研究の可能性」『六甲台論集——経営学編——』，第50巻第3号，17-34頁。
- 三上剛史 (2010) 『社会の思考——リスクと監視と個人化』，学文社。
- 山口節郎 (2002) 『現代社会のゆらぎとリスク』，新曜社。
- 與三野禎倫 (2012) 「財務非財務の統合による経営と開示のダイナミズム：企業経営の視点」『企業会計』，第64巻第6号，44-55頁。
- ルーマン・ニクラス (1983) 『ニクラス・ルーマン論文集，法と社会システム——社会学的啓蒙』土方昭監訳，新泉社。(Luhmann, N. (1982) *Soziologische Aufklärung: Aufsätze zur Theorie sozialer Systeme*, Westdeutscher Verlag)
- ロイター (2008) 「米政府，2500億ドルの資本注入策を発表へ」2008年10月14日，available from <<http://jp.reuters.com/article/businessNews/idJPJAPAN-34284920081014>>.